

安永浩之議員に対する議員辞職勧告決議

安永浩之議員は、令和3年1月から令和4年8月までの間、不貞行為を行っていました。これは、安永議員を相手に提起された裁判によって明らかとなりました。安永議員は、裁判において不貞行為の事実を認め、加えて本市議会における説明の場においても、この事実を認めています。したがってこの不貞行為は間違いない事実であります。

不貞行為は、政治倫理条例に違反するしないにかかわらず、社会的に決して許されない行為であります。まして、直方市民の代表である市議会議員は、市民以上に高い職業倫理が求められていることを考慮すると、議員の立場にあり長年不貞行為を継続したことは、議員としての倫理に反することはもちろん、市民からの負託、信頼を裏切り、ひいては直方市議会の信頼を損なう行為であり、議員としての資質に著しく悖る行為であると言えます。

この不貞行為は、市民の代表者としての品位と名誉を損なう行為であり、常に市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努める義務を有する議員としての基本的な資質に反するものであり、もはや市民の代表者としての資質と資格を欠いていると言わざるを得ません。

さらに、安永議員は、本議会内の弁明の場において、議員辞職に関して「後援会の方から議員は辞職せず議員としての責任を全うして欲しいと言われている」、「選挙において多くの方からの負託を受けている」以上のことから議員辞職は考えていないとの言葉がありましたが、議員は単に後援会の代表者ではなく、市民全体の代表者であり、ただ後援会の方から議員辞職をしないで議員としての責任を全うしてほしいと言われるからといって、これが自ら議員辞職をしない理由にはなりえないものであります。市民の代表者としての資格に悖ることが明らかである以上、辞職をしない理由はないというべきであります。

また、選挙において多くの方から負託を受けているということも議員辞職をしない理由にはなりません。なぜなら、ひそかに長年不貞行為を継続したというこの事実を秘匿したまま選挙に臨み、多くの市民の負託を受けたとしても、この負託は偽りの負託であると考えます。もし、安永議員において、この長年の不貞行為の事実を明らかにしたうえで選挙に臨んでいたのであれば、安永議員の弁明にも一理あるかもしれませんが、不貞行為の事実を秘匿したまま選挙に臨み、多くの市民の負託を受けたからと言っても、不貞行為の事実を秘匿している以上、その負託を理由とすることはできないと考えるものであります。

また、50名以上の市民より、直方市政治倫理審査会にこの不貞行為についての調査請求を行って行っていました。それとかかわりなく市議会自身の自浄力の観点から対応すべき事柄であります。この安永議員の不貞行為を議会として座視し

放置することは、反面において、議員の不貞行為を是認することにもなり、これでは市議会に対する市民の信頼は地に落ちてしまいます。ですから、今こそ市民全体の代表者である議員とその議員によって構成員とする市議会として、この不貞行為問題に対して真摯に向き合い、毅然たる態度を示すことこそが、市議会として市民からの信頼を守るために必要不可欠な行動であると確信いたします。

このような不貞行為を平然と行った安永議員には、市議会としても、議員としての倫理に著しく背き、議員としての資質と資格を欠くものと認める姿勢を明確に示すべきであります。

以上の点から、直方市議会は、安永浩之議員に対し、今回の件を厳粛に受け止め、自らの意志と責任により直ちに直方市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和5年12月8日

福岡県直方市議会